

《自らが投票所に行けない理由の証明書》

	対 象 者	証 明 方 法
遠隔地に在住の者		
1	海外に居住の者	外国郵便、ファクシミリ又は電子メールにて申請
2	宗務所員、本山寺務所員	各〈人事担当〉部長の証明書
3	地方宗務機関、直轄寺院、及び直属寺院の職員	現に職務中の宗務機関の長の証明書
4	上記2及び3の者の配偶者及び家族で職務に従事していない者	
5	自由業に従事中の者	住民票
6	上記5の者の配偶者及び家族で、業務に従事していない者	
7	公務員、会社員等兼職に従事中の者	
8	上記7の者の配偶者及び家族で、業務に従事していない者	
9	業務に従事していない者	
選挙区内に在住の者		
10	山村・離島地域の居住者	住民票
11	病気等で投票所へ行けない者（要介護者を含む）	医療機関の証明もしくは現に居住している区域の組長または教務所長が証明
12	自由業に従事する者（自営業、フリーター等を含む）	現に居住している区域の組長の証明書
13	布教、講演、研修会その他の理由で、投票所へ行けない者	出講先よりの依頼文書又は出講を証する書類を添えて願出ることにより、当該人の投票区の組長又は教務所長が証明
14	公務員、会社員等兼職に従事中の者	その職務に従事している旨を証明する者の証明書
15	当日旅行中の者	旅行の内容にしかるべき理由が存する場合は、証拠となる書類を添えて、投票区の組長又は当該教務所長が証明する
遠隔地に在住の者・選挙区内に在住の者		
16	学業に従事中の者	学校又はそれに類似する教育養成機関又は施設の長またはこれに準ずる者の証明書

※沖縄県宗務特別区に所属する方につきましては、上記の証明書は必要ございません。